

～平成 30 年 9 月静岡県議会定例会に対する質問～

質問者：東堂 陽一 議員

質問日：平成 30 年 9 月 26 日（水）【3 番目】

会派名：自民改革会議

項目	1 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練について
答弁者	難波副知事
質問要旨	<p>本県では、平成 28 年 3 月に「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を策定し、これまでも様々な訓練を通じて、この計画の検証に努めているものと承知している。</p> <p>こうした中で、本年度、「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」が本県で実施される。南海トラフ巨大地震の発生が想定されている本県においても、大変重要な訓練であり、本県の防災体制を検証する上でも絶好の機会ではないかと考える。</p> <p>そこで、本県で開催される合同訓練はどのようなものとなるのか、また、この訓練の成果を今後の対策にどうかすのか伺う。</p>

<答弁内容>

緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練についてお答えをいたします。

この訓練は、大規模災害時における緊急消防援助隊の技術の向上と連携強化を目的に、11月4日、5日の2日間にわたり、中部ブロック7県の緊急消防援助隊約150隊・600人のほか、警察、自衛隊、海上保安庁など18団体が参加して図上訓練及び実動訓練を実施いたします。

図上訓練では、南海トラフ地震が発生したことを想定し、静岡県広域受援計画に基づき、緊急消防援助隊の県内への進出・展開や県庁に設置する消防応援活動調整本部の運営手順等について確認をいたします。

実動訓練では、富士山静岡空港西側の多目的用地をメイン会場に、自衛隊輸送機による消防車両の輸送訓練、市街地火災対応訓練、倒壊家屋からの救出訓練など、多様な実践的訓練を行います。また、航空自衛隊浜松基地では、DMAT(ディーマツト)や災害拠点病院等とも連携し、傷病者の受入れや自衛隊輸送機による県外への広域医療搬送訓練などを行います。

これらの訓練につきましては、国の職員などの訓練評価者が、緊急消防援助隊の円滑な受入れや、地元消防と連携した効果的な消火・救助活動などの視点から評価をすることとなっております。

県といたしましては、今回の訓練を通じ明らかとなった課題を踏まえ、必要に応じ、広域受援計画や現場の活動マニュアルの見直しを進め、本県の災害対応力の一層の強化に努めてまいります。

以上であります。

項目	2 メガソーラーなど太陽光発電施設の建設による乱開発への対応について
答弁者	経済産業部長
質問要旨	<p>再生可能エネルギーによる発電は、エネルギーの安定供給と環境負荷の低減のため、今後更に重要になるものとする。一方で、大規模な太陽光発電施設は、設置に広大な敷地を必要とすることから、森林等が乱開発されると、環境を破壊し、景観を阻害するとともに、災害を誘発することも懸念される。</p> <p>おおむね9割の市町が太陽光発電施設に対して、何らかの規制や基準が必要としており、こうした市町の意向を受け、環境影響評価の規則が改正されたものと承知している。</p> <p>地域の環境や景観を保全し災害を防ぐためには、地域の特性に応じて、県や市町による指導が可能となる仕組みづくりが必要であるとする。</p> <p>県は、メガソーラーなど太陽光発電施設の建設による乱開発を防ぐため、どのように対応していくのか伺う。</p>

<答弁内容>

メガソーラーなど太陽光発電施設の建設による乱開発への対応についてお答えをいたします。

太陽光発電は、再生可能エネルギー導入拡大の原動力として重要な役割を果たしておりますが、近年、大規模な発電設備の設置につきましては、森林伐採等による災害の発生や環境破壊、景観への影響などの懸念が高まっております。

こうした状況を踏まえ、県では、太陽光発電設備の導入に当たり環境に配慮するため、条例に基づく環境影響評価の対象を拡大し、20ha以上の森林伐採を伴う事業を新たに加えるなどの規則改正を行い、来年3月1日から施行することといたしました。

また、7月には、県内の市町とともに、太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインの検討会を立ち上げ、国の対応や専門家による全国事例紹介などの情報収集や各市町が抱える課題につきまして具体的な意見交換などを行っております。

県では、これらを踏まえ、11月までに、適切な場所への立地や迅速な情報共有、地域住民等との調整、設置後の撤去も含めた適正管理などの視点を盛り込んだモデルガイドラインを作成するとともに、これらをもとに、市町による地域の特性に応じたガイドラインの策定を支援してまいります。

県といたしましては、法令や新たに策定するガイドラインに基づき、太陽光発電設備の設置から廃棄に至るまで、きめ細かな指導を市町とともにを行い、災害防止はもとより、環境や景観に配慮し、地域と共生する形で、事業が適正に実施されるよう、対応を強化してまいります。

以上であります。

項目	3 静岡県文化プログラムのあり方について
答弁者	文化・観光部長
質問要旨	<p>東京2020大会に向けた本県の文化プログラムは、静岡県文化プログラム推進委員会が企画・実施する「共創プログラム」と県内団体からの応募に基づく「提案プログラム」の2つが柱である。</p> <p>柱の一つである「提案プログラム」については、私の地元掛川市でも「かけがわ茶エンナーレ」と「地域部活」の2つのプログラムが採択され、事業を展開しており、「地域部活」は、全国の文化系部活動のモデルケースとなり得る事業であると評価している。</p> <p>これら2団体以外にも、まちづくりや福祉との協働など、ユニークな取組が行われているが、2020年に本県を訪れる世界中の人々を魅了するためには、それぞれのプログラムを更に磨き上げることが重要であり、少なくとも2020年までは、何らかの形で、こうした取組を支援していく必要があるのではないかと。</p> <p>2020年に向け、個々の文化プログラムをどのように育て、県全体でどのような姿を目指すのか伺う。</p>

<答弁内容>

静岡県文化プログラムのあり方についてお答えいたします。

本県では、東京2020(にーぜろにーぜろ)オリンピック・パラリンピックに向けて「文化プログラム」を推進するため、平成28年5月に市町や関係団体等で構成する静岡県文化プログラム推進委員会を設置し、プログラムの全体構成を企画するとともに、実施団体の選定・支援等を行っております。

平成29年度からは、県内の文化資源の掘り起こしや担い手の育成を目的に、民間団体の活動を支援する「提案プログラム」を展開しており、今年度も、議員から紹介がありました「かけがわ茶エンナーレ」や「地域部活」を含め、県内各地域で特徴的な活動を行っている12団体を採択いたしました。

採択した団体に対しましては、推進委員会が立ち上げを支援するための事業費を助成するほか、文化・芸術振興の専門家であるプログラム・コーディネーターを派遣して、事業の企画立案、実施手法、組織運営、資金調達に対する助言などにより、プログラムの磨き上げや、担い手の自立に向けた支援を行っております。

提案プログラムにつきましては、2020年の本番に向け、引き続き、プログラム・コーディネーターを派遣して活動のレベルアップを図るとともに、実施するプログラムの規模や内容に応じて、さらにどのような支援が必要か検討してまいります。

県といたしましては、提案プログラムをはじめ、共創プログラムや市町等が実施する多彩なプログラムを県内各地で重層的に展開し、オリンピック・パラリンピックを文化の祭典として大いに盛り上げるとともに、そのレガシーが、本県の目指す、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れを呼ぶ「ふじのくに芸術回廊」の実現に資するよう、取り組んでまいります。以上であります。

＜再質問＞

提案プログラムの応募時点において、支援の対象が平成29年から32年までの4年間の事業計画及び32年度以降のビジョンを持つプログラムということで、提案者にはそのような計画の提出が求められていた。また、4年間の金銭を含む継続支援があるとのことだったが、それが県から2年間の支援に方針を変更されたと聞いている。

4年間の継続支援を前提にプログラムを企画・応募しているため、2年間で支援終了となると、今後の事業推進に支障を来たす団体が出てくる恐れがあると思う。例えば「地域部活」においては、学校の部活動に準ずる新たな取組として、既に生徒達への説明の上で指導を行っていることから、生徒から、希望した部活動の機会を途中で奪う結果にもなり兼ねない。答弁の中では、コーディネーターによる支援等は継続する、あるいは、どのような支援ができるか検討するという回答であったが、私はこれまでの経緯、あるいは運営の状況を見た上で、当初の説明で示されていたように4年間の金銭支援を含めて、継続支援をするべきだと思うが、この点を再度確認したい。

＜答弁内容【再質問】（答弁者：文化・観光部長）＞

提案プログラムについての御質問でございました。先程申しました、立ち上がりの支援ということで、この提案プログラムの話をいただいているところでございますが、実際に提案をいただいておりますプログラム一つ一つを見ますと、例えば御案内をいただきました「地域部活」、これは昨今、部活のあり方について様々に議論がされている中で、一つの提案となるべきものではないかと評価をしているところでございます。

こうした提案プログラム一つ一つに素晴らしいものがございますので、それらの支援の継続につきましては、その必要性でございますとか、今後の事業の組立てですとか、そういったものを一つ一つ拝見をしながら、その必要性について検討をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

項目	4 県内医師の不足、偏在への対応について
答弁者	知事
質問要旨	<p>県における医学修学研修資金貸与制度を柱とした医師確保施策の取組により、県内の医師数が増加しているほか、医師臨床研修のマッチング者数も過去最多となるなど、若手医師の確保にも成果が現れはじめており、更なる期待をしている。</p> <p>しかし、本年度から新専門医制度が始まり、若手医師の多くが高度な医療の知識と経験が得られる大病院が数多くある東京での研修を希望した影響により、県外へ流出している状況が見受けられる。</p> <p>この課題への適切な対応として、県内各地域の高校生等に医師を目指してもらえるように、教育現場における医学部進学者の増加につながる取組の強化が重要である。</p> <p>また、修学研修資金制度の在り方について、見直しを検討していく必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、どのように県内医師の不足、偏在への対応をしていくのか、県の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

東堂議員にお答えいたします。県内医師の不足、偏在への対応についてであります。

県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、質の高い医療を速やかに受けられる体制の整備が不可欠であります。県では、医師の確保対策を最重要施策の一つと位置付けております。特に、今年度から新専門医制度が始まり、東京や大阪などの都市部へ、すなわち大学のある都市部へ専攻医が集中いたしました。そのため、医師の不足や偏在が加速することが懸念されておりました。これを解消することは喫緊の課題であります。

県は、県内で医師を志す生徒さんを増やすために、平成20年から、県内の高校生を対象とした「こころざし育成セミナー」を実施しております。昨年度からは、中学生も対象に加え、これまで延べ2,400人以上の生徒さんに参加をいただきました。そして、育成セミナーへ参加して「医者になるという思いが強くなった」、「進路を決めるのに、とても刺激を受けた」という意見も多く、セミナーを経験した生徒さんが県内病院に勤務する医師となるなどの成果も表れてきております。今後とも職業としての医師の魅力を伝え、一人でも多くの生徒が医師を志すよう、取組を進めてまいります。

さらに、将来本県で働く医師を養成するため、全国最大規模でございます毎年120人の医学修学研修資金の新規貸与を行っております。いわゆるバーチャルメディカルカレッジで、その学長がノーベル賞候補の本庶佑先生ということもございまして、この新規貸与を受けてくださる方も着実に増え、これまで1,000人を超える方が利用していただいております。今年度ベースで、現在365人が県内の病院に勤務していただいております。6年間通常メディカルドクターになるにはかかりますけれど

も、6年間貸与を受けた場合にはその1.5倍、9年間は静岡県内で勤務していただくと、こういう制度であります。なお、この新規120人のうち、県外の7大学の医学部に、34人分の地域枠を確保しております。県外の7大学というのは、近畿大学、川崎医科大学、帝京大学、日本医科大学、東海大学、順天堂大学、関西医科大学でございます。最初から卒業すれば静岡で勤務いただくと、そういうものが地域枠と申します。この34人分の地域枠を確保し、学生との意見交換や地域医療についての講義を行うなど、大学と緊密に連携を取りながら、県外からの医師の確保にも取り組んでいるところであります。

また、医師の偏在を解消する対策としましては、医師不足地域である賀茂圏域の病院並びに西部地域における佐久間病院に、自治医科大学の卒業医師を重点的に派遣いたしまして、支援に努めております。さらに、修学資金制度でも、新専門医制度の導入に対応いたしまして、県内の大学附属病院と東部地域の病院との連携を促進し、東部地域での勤務を誘導することで、偏在が解消されるように、制度改正を行ってきたところでございます。

今後は、学生の意識の変化や研修制度の変更への対応をきちっとしていくために、浜松医科大学や県内病院、県医師会など関係する方々から幅広く御意見を伺いながら、医師の確保と偏在の解消に向けて、さらに効果のある修学資金制度となるよう、見直しを進めてまいります。

県といたしましては、多くの優秀な若者が医学の道を志し、地域医療に貢献する医師として立派に成長できるよう、今後とも学校・教育関係者や医療関係者の皆様と協力をしながら、県内で勤務する医師の確保に積極的に取り組み、県民の皆様が住み慣れた地域で最期まで安心して生活することができる社会の実現を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

<再質問①>

医学修学研修資金の制度について、現況でもだいぶ使いやすくなるような工夫はされているが、現場の医師からは「もう少し改良してもらえれば、更に使いやすくなる」、「静岡県に戻ってきやすくなる」という御意見もいただいている。奨学金の返還の在り方は十分に考える必要があり、この点について御意見を伺う。

また、専攻医の大都市への集中を解消するためには、研修先の基準見直しなど、早急の対応が必要であるが、これは国レベルの話である。知事にも県のことを考えて国への要望をお願いしたい。この点について見解を伺う。

<答弁内容【再質問】(答弁者：健康福祉部長)>

医学修学資金貸与制度を使いやすいように改められないかという御質問がございました。制度ができて10年が経過いたしております。学生の意見を取り入れたり、あるいは、今年度医師の確保あるいは医師の偏在の解消にもこの資金の在り方について検討をしてまいる所存でございます。

それから、この専門医制度が大都市集中になってしまっていることにつきまして、

国及び機構の方に再三要望を出してきております。その成果といたしまして、来年から東京に集中いたしました平成30年度の数を5%削減するという方針が出されました。5%削減されますと約100人の学生が東京ではなく地方の方に流れてくるというような形になります。それは1つの成果ではございますけれども、今後とも専門医制度の在り方につきましては、国及び専門医機構の方に要望をしていきたいと思っております。

<再質問②>

静岡県出身の医学生の数が多いのか、少ないのか、という疑問がある。少ないという前提で話をしているが、医学部を目指す高校生を増やすことが将来地元に戻って寄与する医師を増やす方策の一つだと考える。

県内高校の医学部進学数を見てみると、例えば、浜松西高校の実績には注目すべき点がある。中高一貫教育の効果との読み方もしている。全国の医学部に強い高校を見ると、ほとんどが中高一貫校である。

第三次長期計画においては、中高一貫校の適正配置を踏まえた新たな設置の検討という記述もあった。このような観点から、中高一貫校の新たな設置を考えてみてはどうかと思っているが、県の考えを伺う。

<答弁内容【再質問】（答弁者：教育部長）>

本年3月に策定いたしました高校の長期計画「魅力ある学校づくり推進計画」で、様々な検討をする中で、中高一貫教育、医学部進学関係の教育の充実も排除するものではないと考えております。

今年度の新規事業におきましても、魅力ある学校づくり推進事業というものを実施しており、学校によっては医学部の進学に特化した特別講座等を開催するなど、医学部進学関係の事業等についても取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、こうした取り組みを検証しながら、医学部への進学について、高校教育、中高一貫教育が果たせる方策について検討してまいります。

<再々質問>

静岡県出身の医学生の数が多いのか少ないのか、資料があったら伺う。

<答弁内容【再々質問】（答弁者：教育部長）>

教育委員会で把握しております国公立大学の医学部へ進学した数につきましては、合格者が平成29年度で現役、浪人を含めて98名となっております。

全体が5,611名ですので、それほど多くない数字だと把握しております。

項目	5 茶園の基盤整備の推進について
答弁者	農林水産戦略監
質問要旨	<p>今年の県内産一番茶は、J A 静岡経済連のまとめによれば、平均取引単価は対前年比で16%も低下し、平成に入って最低だった。</p> <p>このような状況が続けば、本県茶業の縮小傾向に歯止めが掛からなくなるおそれがある。</p> <p>本県の茶業振興を図っていくためには、意欲のある担い手への農地の集積・集約化を加速化していくことが必要不可欠である。</p> <p>そのため、営農の省力化を可能とする基盤整備を積極的に推し進めて行くことが重要であると考えます。</p> <p>私の地元である掛川市の茶園においても、県が用水施設の更新整備を進めている「和田岡原地区」や、区画整理の事業化に取り組んでいる「寺島・幡鎌地区」では、地元お茶農家の営農意欲が、日々高まってきている。</p> <p>また、昨年の土地改良法改正により、農地中間管理機構に貸し出した農地を対象に、県が事業主体となり、農家負担なしで、区画整理が実施できる新たな国の補助制度が創設された。</p> <p>本事業については、これまで基盤整備の農家負担にやや消極的であったお茶農家も大きな期待を寄せている。</p> <p>そこで、本県茶業経営の競争力強化に向けて、どのように茶園の基盤整備を推進していくのか、県の方針を伺う。</p>

<答弁内容>

茶園の基盤整備の推進についてお答えいたします。

本県茶業が持続的に発展していくためには、意欲ある担い手に茶園を集積して経営規模の拡大を図り、乗用型管理機などの導入による作業の省力化を進めることが重要であり、地形や立地等の地域特性に応じて、戦略的かつ迅速に基盤整備を進めることが必要と考えております。

このため、主要な茶産地を有する15市町におきまして、県が主体となって、地元市町やJ A等が連携した基盤整備プロジェクトチームを立ち上げ、GISと言った地理情報システムを活用して、高い事業効果が期待される区域を選定し、地形の条件に応じた整備手法を検討しながら、効率的に事業化を図るための準備作業を進めております。

こうした中で、農地中間管理機構に貸し付けた農地の8割以上を、担い手に集約化する区域につきましては、農家負担を求めない基盤整備事業が実施できることから、早期事業化が可能な地区から、順次、事業が進むよう計画策定を進めております。

具体的には、需要増が見込まれる有機碾茶(てんちゃ)等の生産拡大に向けまして、平坦地における大規模・集約型の掛川市寺島・幡鎌(てらしまはたかま)地区や、中山間地域における小規模・高付加価値型の藤枝市瀬戸谷(せとや)地区が、来年度までの事業採択を目指すなど、現在11地区の農家の合意形成を進めており、こうした取組

を先導的モデルと位置付け、茶産地全域に広めていきたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、日本一の茶産地を支える基盤整備を効率的でスピード感を持って進めることにより、本県茶業の競争力の強化に努めてまいります。

以上であります。

項目	6 掛川市西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策について
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	<p>掛川市西部地域には、逆川や倉真川などの河川が合流しながら流れ下っている。この地域では、昭和57年の台風で3,000戸を超える浸水被害が発生するなどの水害もあったが、県による堤防や護岸などの河川整備が進められたため、近年では河川の堤防が決壊するような水害は発生していない。</p> <p>これらの河川が合流しながら流れていく当地域は、河川の堤防に挟まれた地区も多く、本年7月の西日本豪雨では、河川の合流点付近の堤防が決壊して被害が発生したとの報道もあり、同様の水害が発生する危険性も否定できないのではと心配しており、河川の特性を踏まえた対応が必要ではと考えている。</p> <p>そこで、掛川市西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策に、どのように取り組んでいくのか、県の考えを伺う。</p>

<答弁内容>

掛川市西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策についてお答えいたします。掛川市内を流れる逆川や倉真川では、昭和57年の豪雨災害などを契機に河川改修を進め、一定レベルの改修が完了しているところであります。今年度は、昨年度に実施したパトロールの結果に基づき、雨期前までに河川内の樹木や竹の除去等を行い、河川断面を確保したところであります。

掛川第五地区のように、河川の合流点付近で堤防に囲まれた地区では、地区内から河川への排水が困難となる内水氾濫や、合流に伴うバックウォーター現象により水位が上昇し、堤防から越水し氾濫することが懸念されますことから、西日本豪雨直後の8月には、市や地域の皆様とともに、河川内の土砂の堆積状況等を確認するなど、適切な維持管理に努めているところであります。

また、氾濫が発生した場合に備えて、地区内の排水を速やかに実施できるよう、市と連携して、国等の排水ポンプ車を活用した排水訓練や、地域の建設会社等が所有する排水ポンプの活用を検討を進めてまいります。

県といたしましては、本年5月に大規模氾濫からの減災対策を取りまとめた「静岡県西部・中東遠地域の取組方針」に基づき、ハード・ソフトが一体となった対策を、国や市と連携して着実に推進し、安全で安心して暮らせる水害に強い地域づくりに取り組んでまいります。以上であります。

<再質問>

掛川市が検討している減災対策について、二級河川に囲まれた地域という特性もあるので、県の積極的な関与を求めたい。県の見解を伺う。

<答弁内容【再質問】（答弁者：交通基盤部長）>

掛川市の西部地域を流れる河川の大規模氾濫からの減災対策についての再質問にお答えをいたします。

この地域の課題の1つとなっております内水氾濫の浸水対策というのは当然市の役割も大きいわけでございますけれども、市だけ県だけということではなかなか効果的な対策ができないということになるかと思っておりますので、県としても市と連携を良くして、効果的な減災対策をできるように努めていきたいと思っております。